

令和 8 年度

清掃業務委託（鷹巣地区 3 小学校）

実施設計書

業 務 番 号 小管理委第 4 号

業 務 場 所 ①鷹巣東小学校 北秋田市栄字田沢古川布252 地内

②綴子小学校 北秋田市綴子字街道下59 地内

③清鷹小学校 北秋田市脇神字塚ノ岱165-1 地内

備考	事業主体名	北秋田市
	業務期間	日間
	着工年月日	契約締結日の翌日
	完成年月日	令和9年3月19日
	業務費 (税込)	円

総括表

業務名	清掃業務委託（鷹巣地区3小学校）						
業務区分	摘要	単位	数量	単価	金額	備考	
清掃業務委託（鷹巣地区3小学校）							
（1）鷹巣東小学校							
（2）綴子小学校							
（3）清鷹小学校							
（1）～（3）業務費計							
（1）～（3）業務費計 ＜端数調整＞						千円未満切り捨て	
消費税	10%						
合計							

業務内訳

業務名	清掃業務委託（鷹巣地区3小学校）						
業務区分	摘要	単位	数量	単価	金額	備考	
1 鷹巣東小学校							
(1) カーペットクリーニング							
1) 音楽室 ・コンピュータ室・図書室	スチーム方式	m ²	255				
(2) 窓ガラス清掃							
1) 校舎1階・2階		m ²	898				
2) 吹き抜け・高所		m ²	50				
3) 体育館・体育館高所		m ²	295				
(3) トイレ清掃							
1) 職員用・児童用	年1回	箇所	10				
(4) エアコン分解清掃							
1) 天井埋込型エアコン	4方向吹き出し タイプ	基	3				
2) 天井吊型エアコン	1方向吹き出し タイプ	基	3				
3) 壁掛型エアコン		基	17				

業務内訳

業務名	清掃業務委託（鷹巣地区3小学校）						
業務区分	摘要	単位	数量	単価	金額	備考	
2 綴子小学校							
(1) カーペットクリーニング							
1) 校長室・パソコン室		m ²	111				
(2) 窓ガラス清掃							
1) 踊り場		m ²	20				
2) 2階教室・廊下	磨りガラス除く	m ²	124				
3) 1階教室・廊下・玄関	磨りガラス除く	m ²	145				
4) 体育館（高所）		m ²	114				
5) 体育館		m ²	120				
(3) トイレ清掃							
1) トイレ清掃（男・女）	年1回	箇所	6				
4 エアコン分解清掃							
1) 天井埋込型エアコン	4方向吹き出しタイプ	基	1				
2) 天井吊型エアコン	1方向吹き出しタイプ	基	3				
3) 壁掛型エアコン		基	20				

業務内訳

業務名	清掃業務委託（鷹巣地区3小学校）					
業務区分	摘要	単位	数量	単価	金額	備考
3 清鷹小学校						
(1) 窓ガラス清掃						
1) 校舎1階～3階	正面玄関・児童 昇降口・体育 館・渡り廊下・ 柔剣道場	m ²	682			
2) 校舎1階～3階 (二重ガラス内側)		m ²	538			
(2) トイレ清掃						
1) 職員用・児童用	年1回	箇所	12			
(3) エアコン分解清掃						
1) 天井埋込型エアコン	4方向吹き出し タイプ	基	5			
2) 天井吊型エアコン	1方向吹き出し タイプ	基	24			
3) ウインドエアコン		基	1			

北秋田市立学校 清掃業務委託 共通仕様書

1. 委託内容

北秋田市立学校の校舎等の定期清掃業務。

2. 業務内容

別紙「特記仕様書」及び「設計書内訳」のとおり。

3. 業務開始前の届出事項等

- (1) 受託者は、業務の開始に先立ち、教育委員会の担当職員と十分に打ち合わせを行うとともに、「業務着手届」及び「業務管理責任者選任届」（任意様式）を提出すること。
- (2) 受託者は、作業の内容、日時等について事前に各学校の職員と十分に打ち合わせを行い、打合せの内容に基づいた「作業予定表」を作成し、教育委員会へ提出すること。作業時期及び日時は、各学校の要望を踏まえ、協議の後実施すること。

4. 業務実施にあたっての一般的注意事項

- (1) 授業、学校行事等学校運営に支障がないよう十分留意すること。
- (2) 児童、生徒、学校職員及び来校者に対する安全対策を十分に施すこと。
- (3) 受託者は、作業員に対し作業場所及び作業場所周辺の安全確認及び作業に使用する機械器具等の安全確認を十分に行った上で、作業をさせること。
- (4) 受託者は、作業員に対し作業時には名札等により身分を明確にさせるとともに、安全に作業ができる制服、又はこれに準じた服装により作業を実施させること。

5. 業務完了確認及び報告書等の提出

- (1) 受託者は、各作業完了後は直ちに学校職員の現場確認を受け、指示事項がある場合はその指示に従うこと。また、出来高払い及び完成払いの際の報告時には、完成部分について学校職員の現場確認を得た事を証明する書類を添付すること。
- (2) 受託者は、実施済作業ごとの出来高払いとする場合は、業務委託料の請求を行う毎に、教育委員会へ「業務履行報告書」（写真添付）を作業実施後速やかに提出すること。
- (3) 受託者は、業務完了後遅滞なく「業務完了届」のほか、「業務完了報告書」（写真添付、任意様式）を添えて教育委員会へ提出すること。

6. その他

- (1) 清掃にあたり生じる電気使用及び水道使用に係る費用は発注者側の負担とし、清掃用具、洗剤、ワックス等の消耗品に係る費用は、受託者の負担とする。
- (2) 洗剤、ワックス等は、取扱いに十分注意を払い、清掃後は放置せず、必ず持ち帰るものとする。
- (3) 受託者は、本業務履行中に知り得た事項を委託者の許可なく公表し、または利用してはならない。本業務終了後も同様とする。
- (4) 受託者は、本業務に関係のある法令、条例、規則等を遵守すること。
- (5) 業務の履行にあたって、疑義が生じた場合あるいは本仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者と受注者が協議の上、解決するものとする。

小管理委第4号 清掃業務委託（鷹巣地区3小学校）
特記仕様書

1. 適用

この特記仕様書は、小管理委第4号 清掃業務委託（鷹巣地区3小学校）に適用する。

2. 業務場所

- (1) 鷹巣東小学校 北秋田市栄字田沢古川布 252 地内
- (2) 綴子小学校 北秋田市綴子字街道下 59 地内
- (3) 清鷹小学校 北秋田市脇神字塚ノ岱 165-1 地内

3. 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月19日まで

4. 業務内容及び作業希望時期

(1) 鷹巣東小学校

- ①カーペットクリーニング（日程については学校と調整）
- ②窓ガラス清掃（2月 下旬）
- ③トイレ清掃（9月 第5週）
- ④エアコン分解清掃（7月 第5週）

(2) 綴子小学校

- ①カーペットクリーニング（8月 第3週）
- ②窓ガラス清掃（9月 第4週）
- ③トイレ清掃（2月 第3週）
- ④エアコン分解清掃（8月 第2週）

(3) 清鷹小学校

- ①窓ガラス清掃（3月 第1週）
- ②トイレ清掃（3月 第1週）
- ③エアコン分解清掃（夏休み中）

※各学校作業日程については、それぞれの学校担当者と協議の上調整すること

5. その他

その他業務を履行する上で疑義が生じた場合は、都度発注者と協議の上決定することとする。

位置図① 鷹巣東小学校 北秋田市栄字田沢古川布 252



位置図② 綴子小学校 北秋田市綴子字街道下 59



位置図③ 清鷹小学校 北秋田市脇神字塚ノ岱 165-1

